

必読

暮らしの法律ナビ

No.67

尊厳死宣言
公正証書

人生の終末期に延命治療を望まない意思を公正証書として作成する人が増加している。「疾病が現在の医学では不治の状態にあり、死期が迫っていると医師2人に診断された場合は、延命のみを目的とする措置は行わず、苦痛緩和措置を最優先に実施し、人としての自然なかたちで尊厳を保つて安らかに死を迎えることができることを望んでいる」という内容である。法律で尊厳死の制度はなく、尊厳死宣言に法的な拘束力はないので、担当の医師は公正証書に記載された意思に従う義務はない。必ずしも尊厳死が

実現するわけではないが、終末医療の際に公正証書写しを提示すれば意思を尊重してもらえることが多いという。公正証書作成の時点と実際に死期が迫った時点と同じ気持ちであればよいが、本当に自身に死期が迫っている場合に延命治療はいららないと言っただろうか？答えは容易に出ないであろう。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>